

政策評価の結果の政策への反映状況

1 事後評価

(1) 実績評価方式により評価を実施した政策（目標管理型の政策評価）

No.	政策の名称	政策評価の結果の政策への反映状況
1	目標 1-1 地球温暖化対策の計画的な推進による低炭素社会づくり	<p>【改善・見直し】</p> <p>政策評価を踏まえ、例えば、2050年再生可能エネルギー等分散型エネルギー普及可能性検証検討経費については、温室効果ガスの中長期的な削減目標の達成に向けたロードマップの策定に重点化した事業体系のもとで、効率的な執行に努めることとし、予算要求を行わないこととした。</p> <p>26年度概算要求額：730,915（千円）の内数</p> <p>機構要求 地球環境局総務課気候変動適応室 定員要求 —</p>
2	目標 1-2 国内における温室効果ガスの排出抑制	<p>【改善・見直し】</p> <p>政策評価を踏まえ、例えば、海底下CCS実施のための海洋調査事業については、所要の目的を達成したため、予算要求を行わないこととした。</p> <p>26年度概算要求額：263,040,400（千円）の内数</p> <p>機構要求 — 定員要求 —</p>
3	目標 1-3 森林吸収源による温室効果ガス吸収量の確保	<p>【改善・見直し】</p> <p>政策評価を踏まえ、例えば、森林等の吸収源対策に関する国内体制整備確立検討費については、京都議定書第二約束期間から新たに用いられる湿地ガイドライン・京都議定書補足ガイドラインの分析と対応等について、本来であれば平成26年度要求額は平成25年度要求額に比較して大幅な増額が望まれたところ、事業を効率的に実施することにより必要最低限の予算要求とした。</p> <p>26年度概算要求額：730,915（千円）の内数</p> <p>機構要求 — 定員要求 —</p>
4	目標 1-4 市場メカニズムを活用した海外における地球温暖化対策の推進	<p>【改善・見直し】</p> <p>政策評価を踏まえ、例えば、京都メカニズムクレジット取得事業費については、現時点で京都議定書の目標達成が可能と見込まれていることから、既契約分以上のクレジット取得を行わないことによる減額要求とした。</p> <p>26年度概算要求額：263,040,400（千円）の内数</p>

		<p>機構要求 ー</p> <p>定員要求 二国間クレジット制度の推進のための体制整備による増</p>
5	目標 2-1 オゾン層の保護・回復	<p>【改善・見直し】</p> <p>政策評価を踏まえ、例えば、フロン等対策推進調査費については、改正フロン類法の施行に必要な予算を重点的に要求する一方、フロン類等排出抑制に係る経済的手法の検討及びその効果等検証事業については当初の目的を達成したため前年度限りとし、全体としては、予算の増額要求を行った。</p> <p>26年度概算要求額：2,086,336（千円）の内数</p> <p>機構要求 ー</p> <p>定員要求 ー</p>
6	目標 2-2 地球環境保全に関する国際連携・協力	<p>【改善・見直し】</p> <p>政策評価を踏まえ、例えば、環境国際協力推進費については、クリーンアジア・イニシアティブ(CAI)の推進経費等について、プロジェクトを効率的に行うため人件費等の見直しを行い、予算の効率化を図った。</p> <p>26年度概算要求額：2,086,336（千円）の内数</p> <p>機構要求 ー</p> <p>定員要求 ー</p>
7	目標 2-3 地球環境保全に関する調査研究	<p>【改善・見直し】</p> <p>政策評価結果を踏まえ、例えば、地球環境に関するアジア太平洋地域共同研究・観測事業拠出金については、共同研究・能力開発プロジェクトを効率的に行うための見直しを行い、一件あたりの経費の縮減を図り、予算の減額要求を行った。</p> <p>26年度概算要求額：2,086,336（千円）の内数</p> <p>機構要求 ー</p> <p>定員要求 ー</p>
8	目標 3-1 大気環境の保全（酸性雨・黄砂対策を含む）	<p>【改善・見直し】</p> <p>政策評価結果を踏まえ、経費縮減、調査事項や検討方法等について見直しを行い、効率化を図った。また、一部の事業については、昨年度より事業内容を統合するとともに、対策の検討、実施方法について見直し、更なる効率化を図った。</p> <p>例えば、以下のように見直した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「アスベスト飛散防止総合対策費」については、人件費及び検討会開催回数等を見直すことにより、予算要求額を減額した。 ・「自動車大気汚染対策等推進費」では、地方公共団体委託費を精査し、雑役務費等の見直しを行い、費用削減に努めた。 ・「光化学オキシダント対策推進費」に関しては、「微小粒子状物質（PM2.5）総合対策費」に統合した。 <p>26年度概算要求額：2,369,383千円</p>

		<p>機構要求： —</p> <p>定員要求：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車排出ガス・騒音規制に係る国際基準調和に向けた体制強化（新規増1人）
9	目標3-2 大気生活環境の保全	<p>【改善・見直し】</p> <p>政策評価結果を踏まえ、経費縮減、調査事項や検討方法等について見直しを行い、効率化を図った。</p> <p>例えば、以下のように見直した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「クールシティ推進事業」については、適応策を中心としたヒートアイランド対策の強化のうち、熱中症予防情報の継続的提供に必要な予算を重点的に要求する一方、エネルギー需給の変化に応じた都市のヒートアイランド・熱中症対策手法の検討経費について経費削減を図り、予算の減額要求を行った。 <p>26年度概算要求額：172,543千円</p> <p>機構要求： —</p> <p>定員要求： —</p>
10	目標3-3 水環境の保全 (海洋環境の保全を含む)	<p>【改善・見直し】</p> <p>政策評価結果を踏まえ、経費縮減、調査事項や検討方法等について見直しを行い、効率化を図った。</p> <p>例えば、以下のように見直した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「水質環境基準検討費」については、業務内容を精査するとともに、調査項目数や調査地点数について見直し等を行い、予算要求額を減額した。 ・「地盤沈下等水管理推進費」に関しては、事業の内容を精査し、人件費等を削減することにより、予算要求額を減額した。 <p>26年度概算要求額：2,276,102千円</p> <p>機構要求： —</p> <p>定員要求：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・22年度査定事項（海洋汚染対策の充実・強化に伴う増<3年後見直し>1人）の期限到来による延長（平成29年3月末までの時限）（増減無し）
11	目標3-4 土壌環境の保全	<p>【改善・見直し】</p> <p>政策評価結果を踏まえ、経費縮減、調査事項や検討方法等について見直しを行い、効率化を図った。</p> <p>例えば、以下のように見直した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「農用地土壌汚染対策費」については、事業内容を精査し、人件費及び調査分析費を削減することにより予算要求額を減額した。 ・「市街地土壌汚染対策費」に関しては、事業内容を精査し、人件費及び分析費を削減することにより予算要求額を減額した。 <p>26年度概算要求額：236,868千円</p> <p>機構要求： —</p>

		定員要求： ー
12	目標 3-5 ダイオキシン類・農薬対策	<p>【改善・見直し】</p> <p>政策評価結果を踏まえ、経費削減、調査事項や検討方法等について見直しを行い、効率化を図った。</p> <p>例えば、以下のように見直した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ダイオキシン類総合対策費」については、人件費等を見直すことにより、概算要求額を削減した。 <p>26年度概算要求額：269,775千円</p> <p>機構要求： ー</p> <p>定員要求： ー</p>
13	目標 3-6 東日本大震災への対応(環境モニタリング調査)	<p>【改善・見直し】</p> <p>政策評価の結果を踏まえ、被災地におけるアスベスト大気濃度モニタリング調査の実施地域や必要業務、分析単価の精査を行い、必要最低限の要求とした。</p> <p>26年度概算要求額：972,697千円</p> <p>機構要求： ー</p> <p>定員要求：放射性物質による環境汚染対策及びモニタリングに関する業務のための増（新規増1人）</p>
14	目標 5-1 基盤的施策の実施及び国際的取組	<p>【改善・見直し】</p> <p>政策評価結果を踏まえ、「国際分担金等経費」、「地球規模生物多様性モニタリング推進事業」等の事業を効率的に実施するよう努めるとともに、事業内容を重点化することにより、予算の減額要求を行い、また、「愛知目標の実現に向けたCOP10主要課題検討調査費」等の事業について、予算要求を行う事業を見直し、概算要求額の減額を図った。</p> <p>26年度概算要求額：1,196,810千円</p> <p>機構要求 ー</p> <p>定員要求 ー</p>
15	目標 5-2 自然環境の保全・再生	<p>【改善・見直し】</p> <p>政策評価結果を踏まえ、「地域生物多様性保全活動支援事業」について、公開プロセスの結果を反映し、委託事業を廃止するとともに、交付金のメニューについても国が優先的に対策すべきものに限って予算要求を行うことにより、予算の減額要求を行い、また、「里地里山保全活用行動推進事業」等の事業について、予算要求を行う事業を見直し、必要最低限の概算要求額となるよう、予算の減額要求を行った。</p> <p>26年度概算要求額：1,315,523千円</p> <p>機構要求： ー</p> <p>定員要求：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サンゴ礁等海洋保全対策に関する増 振替1人、新規1人 ・国立公園の利活用による地域活性化施策の強化のための増 振替7人、

		新規 1 人
16	目標 5-3 野生生物の保護管理	<p>【改善・見直し】</p> <p>政策評価結果を踏まえ、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」及び「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」が改正されたことに伴い、希少野生動植物の保全や外来生物への対策等、大幅な業務の増加が見込まれるが、政策評価結果を踏まえ、「希少種保護推進費」については、国内希少野生動植物種新規指定のための調査、海洋生物レッドリストの作成などの事業が増額となる一方、一部の予算を縮減し、必要最小限度の要求額とするとともに、「特定外来生物防除等推進事業」については、早急に対策が必要な外来生物への対策や規制強化などの予算が増額となる一方、一部の予算を重点化し、必要最小限の増額での要求額にとどめた。また、「国指定鳥獣保護区対策費」等の事業について効率的に実施するよう努めることとし、事業内容を重点化することにより、予算の減額要求を行った。</p> <p>26年度概算要求額：1,588,229千円</p> <p>機構要求：参事官（希少種保全推進担当）1人の新設 定員要求：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内希少野生動植物種の指定及び保存に関する体制の強化に伴う増振替2人、新規4人 ・外来生物法に基づく、特定外来生物の追加指定（交雑種を含む）、防除の拡大及び水際対策の体制の強化に伴う増振替1人、新規1人 ・鳥獣保護法に基づく、希少鳥獣の保護管理の強化に伴う増新規1人
17	目標 5-4 動物の愛護及び管理	<p>【改善・見直し】</p> <p>政策評価結果を踏まえ、「動物適正飼養推進・基盤強化事業」について、動物愛護管理法の改正後の附則を受けて、各種調査、マイクロチップ装着義務化に向けた検討など増額が見込まれるが、政策評価結果を踏まえ、一部の予算について、経費削減を図ることにより、必要最小限の概算要求額とした。</p> <p>26年度概算要求額：202,646千円</p> <p>機構要求：— 定員要求：動物愛護管理法の改正に伴う科学的基盤強化のための増新規1人</p>
18	目標 5-5 自然とのふれあいの推進	<p>【改善・見直し】</p> <p>政策評価結果を踏まえ、「温泉の保護及び安全・適正利用推進事業」について、事業を効率的に実施するよう努めるとともに、事業内容を重点化することにより、概算要求額の減額を図った。</p> <p>26年度概算要求額：9,116,853千円</p> <p>機構要求：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然環境局総務課の所掌事務の一部を国立公園課の所掌事務に移管 ・自然ふれあい地域活性化推進室の新設定員要求 <p>定員要求：—</p>

19	目標 5－6 東日本大震災への対応（自然環境の復旧・復興）	<p>【改善・見直し】</p> <p>政策評価結果を踏まえ、復興に関する事業について、予算の重点化を行い、効率的に実施するよう努めた。</p> <p>26年度概算要求額：2,824,377千円</p> <p>機構要求：－ 定員要求：－</p>
20	目標 8－1 経済のグリーン化の推進	<p>【改善・見直し】</p> <p>政策評価結果を踏まえて、必要な予算を重点的に要求する一方、説明会等の経費縮減を図り、予算の増額請求を行った。</p> <p>26年度概算要求額：1,294,167（千円）の内数</p> <p>機構要求：－ 定員要求：－</p>
21	目標 8－2 環境に配慮した地域づくりの推進	<p>【改善・見直し】</p> <p>政策評価結果を踏まえ、地方公共団体実行計画実施推進事業費については、その目的を踏まえてエネルギー特別会計で計上するとともに、事業の効果及び効率性等を検証し、事業内容を見直した。</p> <p>26年度概算要求額：1,294,167（千円）の内数</p> <p>機構要求：－ 定員要求：－</p>
22	目標 8－3 環境パートナーシップの形成	<p>【改善・見直し】</p> <p>NPO、企業、行政等による協働取組のモデル事業に関する予算の重点化を図り、予算の増額要求を行うなど、予算要求に反映させた。</p> <p>26年度概算要求額：1,294,167（千円）の内数</p> <p>機構要求：－ 定員要求：－</p>
23	目標 8－4 環境教育・環境学習の推進	<p>【改善・見直し】</p> <p>ESDの視点を取り入れた環境教育について、広く、人材を育成するための事業に関する予算の重点化を図り、予算の増額要求を行うなど、予算要求に反映させた。</p> <p>26年度概算要求額：1,294,167（千円）の内数</p> <p>機構要求：－ 定員要求：－</p>
24	目標 10－1 放射性物質により汚染された廃棄物の処理	<p>【改善・見直し】</p> <p>政策評価結果を踏まえ、対策地域内廃棄物及び指定廃棄物の処理を着実に進めていくこととしており、必要な予算額を精査して要求した。</p> <p>26年度概算要求額：180,428,576千円＋事項要求</p>

		機構要求 — 定員要求 —
25	目標 10-2 放射性物質 汚染対処特措法に基づく 除染等の措置等	【改善・見直し】 政策評価結果を踏まえ、除染対象地域毎に最新の知見を用いて必要量及び単価の精査を行い、予算要求額を減額した。 26年度概算要求額：326,216,409千円 機構要求： — 定員要求： —
26	目標 10-3 放射線に係 る一般住民の健康管理・健 康不安対策	【改善・見直し】 政策評価結果を踏まえ、目標を達成した「甲状腺の有所見率調査」を終了するとともに、被ばく線量評価システムの開発にあたっては、推計手法の検証を行うこと、また、リスクコミュニケーションについては更なる科学的知見の充実を図ることなどの見直しを行うこととし、予算要求に反映させた。 26年度概算要求額：2,715,993 千円 機構要求： — 定員要求： ・被ばく線量測定関連業務等の実施に伴う体制強化のための増 ・放射線被ばくによる健康不安対策事業、被ばく線量把握委託事業等の実施に伴う体制強化のための増

2 事前評価

(1) 規制を対象として評価を実施した政策

No.	政策の名称	政策評価の結果の政策への反映状況
1	特定粉じん排出等作業を伴う建設工事の実施の届出義務者の変更	大気汚染防止法の一部を改正する法律（平成25年法律第58号）を平成25年6月21日に公布した。公布の日から1年を超えない範囲において、政令で定める日から施行する。
2	特定工事に該当するか否かの調査の実施、及びその結果の説明等	大気汚染防止法の一部を改正する法律（平成25年法律第58号）を平成25年6月21日に公布した。公布の日から1年を超えない範囲において、政令で定める日から施行する。
3	特定外来生物が交雑することにより生じた生物の規制	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第38号）を平成25年6月12日に公布した。
4	輸入品等の検査、廃棄・消毒命令等の創設	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第38号）を平成25年6月12日に公布した。
5	立入検査・措置命令の対象	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を

	者の拡充	改正する法律（平成 25 年法律第 38 号）を平成 25 年 6 月 12 日に公布した。
6	広告に関する規制の強化	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 37 号）
7	登録関係事務手続の創設	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 37 号）
8	環境影響評価法における放射性物質に係る適用除外規定の削除	放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律（平成 25 年法律第 60 号）を平成 25 年 6 月 21 日に公布した。
9	南極環境保護法における放射性物質に係る適用除外規定の削除	放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律（平成 25 年法律第 60 号）を平成 25 年 6 月 21 日に公布した。
10	フロン類の製造業者等のフロン類の使用の合理化のための措置	特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 39 号）を平成 25 年 6 月 12 日に公布した。関係政省令・告示について検討中。
11	指定製品の製造業者等のフロン類の使用の合理化のための措置	特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 39 号）を平成 25 年 6 月 12 日に公布した。関係政省令・告示について検討中。
12	第一種特定製品の管理の適正化のための措置	特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 39 号）を平成 25 年 6 月 12 日に公布した。関係政省令・告示について検討中。
13	第一種特定製品の管理者のフロン類算定漏えい量等の報告	特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 39 号）を平成 25 年 6 月 12 日に公布した。関係政省令・告示について検討中。
14	フロン類の充填を業として行う者の登録制度の導入	特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 39 号）を平成 25 年 6 月 12 日に公布した。関係政省令・告示について検討中。
15	フロン類の再生を業として行う者の許可制度の導入	特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 39 号）を平成 25 年 6 月 12 日に公布した。関係政省令・告示について検討中。
16	処理完了確認のための措置の導入	特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 39 号）を平成 25 年 6 月 12 日に公布した。関係政省令・告示について検討中
17	1・4-ジオキサン等を排出する特定工場の追加	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成 25 年政令第 15 号）を平成 25 年 1 月 25 日に公布し、同日に施行した。

(2) 租税特別措置等を対象として評価を実施した政策

No.	政策の名称	政策評価の結果の政策への反映状況
1	ノンフロン製品（自然冷媒を利用した冷凍・冷蔵・空調用装置）の普及・拡大のための税制上の措置	税制改正要望において、ノンフロン製品（自然冷媒を利用した冷凍・冷蔵・空調用装置）の普及・拡大のための税制上の措置を要望した。
2	地球温暖化対策推進法に基づく温室効果ガス排出抑制等指針に適合した排出削減設備の導入に係る軽減措置の創設	税制改正要望において、地球温暖化対策推進法に基づく温室効果ガス排出抑制等指針に適合した排出削減設備の導入に係る軽減措置を要望した。
3	使用済小型電子機器等に関する高度な再資源化設備の取得に係る税制上の措置	税制改正要望において、使用済小型電子機器等に関する高度な再資源化設備の取得に係る軽減措置の創設を要望した。
4	最終処分場に係る維持管理積立金制度に係る特例措置の適用期限の延長	税制改正要望において、最終処分場に係る維持管理積立金制度に係る特例措置の適用期限の延長を要望した。
5	独立行政法人の組織見直しに伴う税制上の所要の措置	税制改正要望において、独立行政法人の組織見直しに伴う税制上の所要の措置を要望した。
6	既存建築物の改修投資促進のための特例措置の創設	税制改正要望において、既存建築を物の改修投資促進のための特例措置の創設を要望した。
7	研究開発法人への寄附に係る税制措置	税制改正要望において、研究開発法人への寄附に係る税制措置の創設を要望した。
8	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充	税制改正要望において、試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充を要望した。
9	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置の拡充	税制改正要望において、中小企業者などの試験研究費に係る特例措置の拡充を要望した。